(6) 新党改革
交付した月日　4月18日　25,662,250円
7月18日　25,662,250円
10月20日　25,662,250円
12月19日　25,662,250円
小　計　102,649,000円
交付決定額　(102,649,000円)

(7) 生活の党
交付した月日　4月18日　187,180,000円
7月18日　187,180,000円
10月20日　187,180,000円
小　計　561,540,000円
交付決定額　(748,720,000円)

(8) 日本維新の会
交付した月日　4月18日　823,720,500円
7月18日　823,720,500円
小　計　1,647,441,000円
交付決定額　(3,294,882,000円)

(9) 民主党
交付した月日　4月18日　1,673,220,750円
7月18日　1,673,220,750円
10月20日　1,673,220,750円
12月19日　1,673,220,750円
小　計　6,692,883,000円
交付決定額　(6,692,883,000円)

(10) みんなの党
交付した月日　4月18日　503,343,000円
7月18日　503,343,000円
10月20日　503,343,000円
小　計　1,510,029,000円
交付決定額　(2,013,372,000円)

(11) 結いの党
交付した月日　4月18日　87,248,250円
7月18日　87,248,250円
小　計　174,496,500円
交付決定額　(348,993,000円)
合　計　31,323,811,000円

○総務省告示第七十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項において準用する同法第十三条の規定に基づき、平成二十六年中において交付した特定交付金の総額及び各政治団体に対して交付した特定交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日

総務大臣　山本　早苗

特定交付金の交付額

1　特定交付金の総額　187,180,663円

2　各政治団体に対して交付した特定交付金の額　187,180,663円

生活の党
交付した月日　12月24日　187,180,663円
小　計　(187,180,663円)
交付決定額　187,180,663円
合　計

○総務省告示第七十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、平成二十六年総務省告示第九十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年三月十二日　総務大臣　山本　早苗

民主党から、平成二十六年十二月十二日に、同党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数が平成二十五年十二月三十一日に「四九一」から「四九〇」に異動した旨届出があった。

民主党から、訂正の届出があったので、平成二十六年総務省告示第九十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の七の項㈨中「四九一」を「四九〇」に改める。

○総務省告示第七十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日　総務大臣　山本　早苗

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
維新の党	所属国会議員〔所属国会議員となった〕氏名		大熊　利昭	平成二十六年十月十四日
	住所		東京都文京区小石川一―九―一四	
	選出区分		衆議院議員　東京都	
	選挙期日		平成二十四年十二月十六日	
	同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していなかった。			
自由民主党	支部の数			七三九二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数			七三九二
				七三七九